

# 定 款

(2022年6月29日改定)

ゼリア新薬工業株式会社

# 定 基

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当会社はゼリア新薬工業株式会社と称し、英文では  
ZERIA PHARMACEUTICAL CO., LTD. と記する。

### 第2条 (目 的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、農薬、工業薬品、試薬の製造、販売および輸出入。
2. 化粧品、健康食品、酒精飲料、清涼飲料、食品添加物、飼料、肥料、衛生雑貨、医療機器、健康機器、衛生設備機器、美容器具、測定機器、分析機器の製造、販売および輸出入。
3. 生命工学および遺伝子工学の方法による医薬品、診断薬などの研究開発および研究開発に関する無体財産権の管理ならびにこれらの研究開発に対する投資。
4. 健康関連書籍、運動用品の製造、販売および輸出入。
5. 損害保険の代理店および生命保険の募集に関する業務。
6. 不動産の売買、賃貸借管理およびその仲介。
7. 動産の賃貸に関する業務。
8. 一般土木建築工事業、塗装工事業、とび・土工・コンクリート工事業、造園工事業、内装仕上げ工事業、電気工事業、配管事業、防水工事業。
9. 各種機械装置の保守、修理、販売、管理。
10. 労働者派遣事業。
11. 総合警備保障。
12. ビル管理および清掃に関する業務。
13. 産業廃棄物収集、運搬、処理業。
14. 資金の融資、保証およびその他の金融に関する業務。
15. 陸上運送業および陸上運送取扱業。
16. 旅行業法に基づく旅行業および旅行業代理業。
17. コンピューターによる情報処理サービスならびにコンピューターに関するソフトウェアの開発および販売。
18. 印刷物の企画、立案、製造および販売。
19. 各種催物の企画、立案、運営。
20. 文房具、事務用品、家具およびオフィスオートメーション機器の販売。
21. 運動用品、室内装飾品、家庭用電気製品、家庭用雑貨、日用品雑貨、食料品、衣料品、装身具、寝具、皮革製品、介護用品および介護機器の販売。
22. 健康関連教育、研修事業および教育、研修施設の運営。
23. 宿泊施設、飲食店、喫茶店の経営。
24. 前各号に関する技術、情報の提供、コンサルタント業務および代理業、仲立業、問屋業。
25. 前各号に附帯または関連する一切の事業。

### 第3条（本店の所在地）

当会社は本店を東京都中央区に置く。

### 第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### 第5条（公告の方法）

当会社の公告方法は電子公告とする。

ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1億1,986万株とする。

### 第7条（取締役会決議による自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は100株とする。

### 第9条（単元未満株式を有する株主の権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

### 第10条（株式名簿管理人）

当会社は株式名簿管理人を置く。

株式名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株式名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

## 第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

### 第12条（招 集）

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要あるとき隨時招集する。当会社の株主総会は東京都区内において開催する。

### 第13条（基 準 日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### 第14条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

前項の場合において、その株主または代理人はその代理権を証明する書面を株主総会開会前に当会社に提出しなければならない。

### 第15条（招集権者および議長）

株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第17条（議 事 錄）

株主総会の議事はその経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

### 第18条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は25名以内とする。

### 第20条（取締役の選任）

取締役は株主総会において選任する。

前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

### 第21条（取締役の任期）

取締役の任期は選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### 第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

### 第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### 第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、さらにこれを短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### 第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

### 第26条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

前条第2項の要件を充たす決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める

事項については、これを記載または記録する。

#### 第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。

#### 第29条（社外取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

### 第5章 監査役および監査役会

#### 第30条（監査役の員数）

当会社の監査役は4名以内とする。

#### 第31条（監査役の選任）

監査役は株主総会において選任する。

前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第32条（監査役の任期）

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第33条（監査役会の招集）

監査役会は各監査役がこれを招集する。

監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日より3日前までに発する。

ただし緊急を要するときは、さらにこれを短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第34条（常勤監査役）

監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第35条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第36条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれを記名押印または電子署名する。

#### 第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第38条（監査役の報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。

#### 第39条（社外監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

### 第6章 計 算

#### 第40条（事業年度および決算期）

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

#### 第41条（剰余金配当の基準日）

当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第42条（中間配当の基準日）

当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

#### 第43条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは当会社はその支払義務を免れる。